

仕様書

1 事業名称

「日本一の体験プランを作る！」業務委託

2 事業目的

体験型旅行商品（マリンアクティビティ・乗馬・陶芸・工作等）の造成を促進することで観光客が都心部だけでなく、より広く福岡市内を回遊し消費する機会を増やす。また、トップランナー事業者を育成することで、現在観光消費を取り込めていない他の事業者の意欲を向上し参入を促進する。そして、成功事例（モデル事業）を数多く作り出すことで、最終的には事業者の自主的な参入による「自走」状態を目指す。

都心部のみならず、周辺地域にも数多く存在する伝統、文化、自然、食など、福岡の多彩な魅力（＝観光資源）を活かし、「福岡ならではの」、「福岡でしか体験できない」日本一、体験してみたい旅行商品の造成によって、国内外からの来福観光客の満足度やリピーターを増加させ、より多くの地元事業者に経済効果が行き渡るようになることを目指す。

3 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで

4 履行場所 福岡市内、（公財）福岡観光コンベンションビューロー

5 委託概要

①福岡市内の体験型旅行商品の調査分析

・市内体験型旅行商品の実態調査

福岡市内で実施されている全商品をリストアップし、実施内容、販売方法、収益、集客状況、運営方法等を調査し、成功要素・要因を分析する。

②モデル事業の選定・磨き上げ

・体験型旅行商品の実施事業者及び商品のうち、他の事業者に参考となるような成功事例を5事業者、10商品以上選定し、専門的知見やノウハウ等により更に売れる商品へと磨き上げを行う。

③新規事業者の開拓・育成

- ・観光業関係者に限らず、広く市内外の事業者から体験型旅行商品に関わる事業に関心を持つ企業や団体等（以下「候補企業等」という。）を発掘し、参画を促す。
- ・候補企業等から、最低50事業者に着地型旅行商品事業に関するセミナーを実施する。
- ・セミナーに参加した事業者のうち、最低30事業者に対して体験型旅行商品造成に関するワークショップを実施する。
- ・ワークショップは1事業者（1グループ）に対して、最低3回実施すること。

- ・セミナー及びワークショップの内容やスケジュール・進め方等については、事前に（公財）福岡観光コンベンションビューロー及び福岡市（以下「FCVB等」）に詳細な実施計画書を提出し、承認を得ること。

④体験型旅行商品の造成及び販売（以下が最低限保証する数値義務）

- ・モデル事業に選定した商品，最低5事業者，10商品。
期限は，商品造成：8月末，特設販売サイト公開：9月15日
- ・但し8月10日までに「福ぶっく秋号」への掲載商品（1～2プラン）を提出
- ・新規参入事業者によって新しく造成した商品，10事業者，20商品。
期限は，商品造成：10月末，特設販売サイト公開：11月15日
- ・但し10月17日までに「福ぶっく冬号」掲載商品（8～10プラン）を提出
- ・商品は，通年型・定期開催で，開催回数・頻度の多いものとする。
- ・農業関係を最低1商品，漁業関係を最低1商品，含むこと。
- ・今回造成した商品は，受託者の販売サイトで速やかに販売すること。販売期間は，委託期間終了後最低1年間、その後も可能な限り継続して販売すること。
- ・FCVB等のサイトを経由して販売した商品については，売上高の5.4%を（公財）福岡観光コンベンションビューローに支払うこと。詳細は別途取り決める。
- ・FCVB等及びFCVB等が許諾する他の事業者も自由に販売できるものとする。

⑤販売促進プロモーションの実施

- ・首都圏及び九州地区でのプロモーションの実施
（例）・世界最大級の旅の祭典「ツーリズムEXPOジャパン2016」（東京）でのプロモーション実施，PRツール（チラシ等）の作成など
- ・「福ぶっく」（秋号，冬号）への掲載など
- ・市内全商品を掲載した小冊子「ふくおか体験プログラム（仮）」の作成及び市内ホテルへの設置など

⑥利用者調査の実施

- ・今回造成した商品を対象にアンケートを実施する。首都圏，中京圏，関西圏に在住し，宿泊を伴う旅行で来福した観光客を対象として，アンケート協力者に1,500円相当の体験型旅行商品の割引クーポンを1千人分発行すること。
- ・アンケートの集計結果は，商品造成に活用すると共に報告書にまとめること。

⑦日本一の体験プランの調査・分析

- ・他都市が実施している現時点での日本一の体験プランの調査分析，視察アレンジ

⑧共通事項

- ・上記①～⑦の全ての事項についてはFCVB等と適宜、速やかに協議し、指示を得ること。
- ・アンケートの内容については、FCVB等と協議すること。
- ・事業者や候補企業等との連絡・調整・交渉等は，受託者にて適宜，速やかに実施し，FCVB等へ随時，進捗を報告すること。

⑨ 報告書作成等

・実施結果をまとめた報告書を作成(様式自由), 写真・データ等を提出すること。

提出部数： 紙で3部, DVD 2枚

6 実施責任者について

本事業は相当の業務実績と遂行能力を持った「実施責任者」に担当していただきます。実施責任者は、本委託業務の窓口として、且つ実際の業務を直接担当し、最後まで責任を持って遂行していただくことを誓約していただきます。

7 委託における著作権等の権利の取り扱い

- (1) この委託で調査・制作された物やデータ等(以下「制作物」という。)に係る複製権, 上演権, 上映権, 公衆送信権, 送信可能化権, 展示権, 頒布権, 譲渡権, 貸与権及び翻案権は, FCVB等に帰属するものとします。
- (2) FCVB等は, 制作物の一部について差し替え, 削除及び追加の必要が生じた場合には, 受託者又は受託者以外の事業者へ委託し, その改変を行うことができるものとします。
- (3) FCVB等は, 制作物を他の用途に使用できるものとします。また, FCVB等が認める場合には, 受託者は, 第三者による使用を了承するものとし, 使用料がかからないこととします。
- (4) (3)の場合において, 受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には, 受託者がその手続きを行うものとします。
- (5) 制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等の権利関係に関することは, 受託者において処理するものとします。